

7月 朝日

あの時代と違う本当か

「共謀罪」

施行に思う

小樽商科大特任教授

荻野 富士夫さん(64)



おぎの・ふじお 小樽商科大学教授を経て2016年から同大特任教授(歴史学)。専門は日本近現代史。著書に「特高警察」など、治安維持法の研究で知られる。

「治安維持法が猛威を振るった戦前戦中と今は断続している」。それは樂観です。

「ない」という発想につながるのではないかでしょうか。

安倍晋三首相は街頭演説で、自身をヤジる群衆を指さして「こんな人たち」と激高しました。法を運用する立場の人々がこんな発想なのです。捜査当局の「政府に抗議するやからは一般人

「共謀罪」と治安維持法を並べると「当時と違う」と反論されます。果たしてそ

うか。漠然とした法文が、拡大解釈の源泉となる。そ

んな運用上の危険性は、共

目的の結社を禁じました。

「希代の悪法」と記憶される治安維持法も実は国内では成立後2年は抑制的な運用でした。1925年の成立時は、「國体」(天皇を中心とした國のあり方)を裁判所が追認して判例で根拠づけるループ。拡大解釈は30年代後半に野放図に広がりました。

そして41年の改正。國体結社を「支援する結社」、それを「準備する結社」など、当初の限定の外

若槻礼次郎内相は「國体変革の目的がはつきりした共产党員を処罰する」と、対象が限定されていることを強調していました。

転機は28年。「3・15事

件」で共产党員が一斉検挙され「大陰謀事件」と報道されると、法改正で「目的遂行罪」が加わりました。

ある行為が「結果的に國体変革に資する」と判断されれば取り締まり対象に。若槻内相の言う「主体の限定」は、かなぐり捨てられた。

当局の無理な取り締まりを裁判所が追認して判例で根拠づけるループ。拡大解釈は30年代後半に野放図に広がりました。

同じことは「共謀罪」でも言えないか。人々から反対運動の記憶が薄れたところに「事件」が起きてセンセーショナルに報道されると、人々の衝撃を利用して、広範な取り締まりが可能な法改正がされる可能性はある。

これからが大事。市民は萎縮してはいけないし、メディアは検証を忘れてはいけません。(聞き手・後藤達太)

△
「施行に思う」のシリーズ
ズは今回で終わります。